

豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間の既存建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査、除去等を行う者に対し、予算の範囲内において交付する豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「規程」という。）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。
- (4) 分析調査 対象建築物（愛知県が整備するアスベスト調査台帳に記載されたものに限る。）の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成28年4月13日付け基発第0413第3号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で行う分析調査のうち建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものをいう。
- (5) 除去等 対象建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベスト（吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものに限る。）について除去、封じ込め又は囲い込みを行う措置のうち建築物石綿含有建材調査者が策定した計画に基づく現場体制により実施するものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 対象建築物の所有者又は管理者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助の対象事業は、分析調査又は除去等とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種 別	対 象 経 費	補 助 金 額
分 析 調 査	対象建築物の分析調査に要する経費	分析調査を実施する機関に対して支払う額。ただし、1棟につき250,000円を限度とする。(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
除 去 等	対象建築物の除去等に要する経費	除去等の施工業者に支払う額の3分の2以内の額。ただし、1棟につき1,800,000円を限度とする。(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、分析調査又は除去等を実施する前に、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
 - (2) 配置図及び各階平面図
 - (3) 現状写真(吹付けアスベスト対策事業を行う部分)
 - (4) 対象経費の見積書の写し
 - (5) アスベストが吹き付けられていることを証する書類(分析調査の場合は除く。)
 - (6) 完納証明書
 - (7) 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書(規程第7条第2項第15号に規定する修了証明書をいう。以下同じ。)の写し
 - (8) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とし、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請取下げ書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消通知)

第7条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)による。

(計画の変更等)

- 第8条 第5条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後に分析調査又は除去等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助事業計画変更申請書(様式第5号)に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助事業計画変更承認通知書(様式第

- 6号)により申請者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該工事の遂行が困難となったときは、速やかに豊川市吹付けアスベスト対策事業費事業遅延等報告書(様式第7号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を確認し、豊川市吹付けアスベスト対策事業費事業遅延等指示書(様式第8号)により補助対象者に指示するものとする。

(事業完了実績報告)

第9条 補助対象者は、吹付けアスベスト対策事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査の場合

- ア 分析調査の結果報告書
- イ 資料の採取状況が確認できる写真
- ウ 分析調査に要した経費の領収書の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(2) 除去等の場合

- ア 除去等の結果報告書
- イ 工事着手前、工事の施行状況及び工事完了後の写真
- ウ 除去等に要した経費の領収書の写し
- エ 契約書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定により報告書を受理した場合において、報告に係る書類を審査し、必要があると認める場合は現場を検査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金確定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助対象者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内、又は同条に基づく通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊川市吹付けアスベスト対策事業費補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する